

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 住民税未申告の方がいる世帯は、住民税未申告の方の申告が必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- 基準日（令和5年12月1日）時点で吉野川市に住民登録がある世帯で、**令和5年度住民税均等割のみ課税世帯**
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です。

世帯全員が令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

世帯の中に令和5年1月2日以降
に転入した方がいる場合

吉野川市から
確認書が届きます（要返送）
返送期間：令和6年7月1日（月）まで

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年7月1日（月）まで
【申請書配布先】吉野川市社会福祉課

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から吉野川市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、吉野川市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、添付書類と一緒に吉野川市へ返送してください。
【添付書類】
 - ①本人確認書類の写し
 - ②受取口座を確認できる書類の写し

II 令和5年度住民税均等割が課税の世帯（転入者がいる場合）

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に吉野川市の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
【添付書類】
 - ①本人確認書類の写し
 - ②受取口座を確認できる書類の写し
 - ③令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村発行の令和5年度住民税課税（非課税）証明書（転入者）

★ 世帯の中に住民税未申告の方がいる場合

- 支給対象となる世帯（住民税均等割非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯）か判断ができませんので、住民税未申告の方の申告が必要です。

! 給付金の支給後、記載事項等について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金の返還の対象となります。

! 住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

◇◇◇お問い合わせ◇◇◇

吉野川市社会福祉課 本館2階 ②番

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

☎ 0883-22-8222 【受付時間】 平日9:00～17:00